

水道局アシスタント職募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	漏水防止作業補助員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	水道局西部支所給水課（杉並区和泉 3-8-10） ※京王井の頭線永福町駅から徒歩 5 分
職務内容	漏水防止作業に関する業務全般 （漏水調査及び修理、工事監督、断水作業、お客様対応等）
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水防止作業の業務経験を有していること ・漏水調査及び修理に際し現場状況に応じた的確な判断ができること ・漏水調査機器及び給水装置に関する知識を有していること ・工事監督業務での的確な受注者指導ができること ・親切・丁寧なお客様対応ができること ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること ※漏水防止作業に関する基礎的知識・技能を有する方を優先します。
勤務日数	月 16 日
勤務時間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで 所定勤務時間を超える勤務有り（業務の必要上やむを得ない場合）
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 00 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	時間額 1,530 円 通勤手当相当額を別途支給（日額上限 7,100 円） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

	<p>※ 年度途中で報酬額等が増額又は減額改定される場合あり</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日までに口座振込により支給</p>
社会保険	一定の要件を満たす場合、健康保険及び介護保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険を適用
東京都人材支援事業団	一定の要件を満たす場合、加入（会費制）
応募方法等	<p>事前連絡の上、「東京都水道局会計年度任用職員申込書」を下記申込先に持参してください。</p> <p>面接を行い、採用の方には後日結果をご連絡させていただきます。なお、不採用の方へのご連絡はいたしません。</p> <p>※応募書類は選考及び採否の連絡等、採用に関する業務にのみ使用し、他の目的には使用しません。応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※選考結果等に関する問い合わせには応じられません。</p>
応募期間	令和8年6月18日まで
問い合わせ先	東京都水道局西部支所給水課工務担当 平日8:30～17:15 (電話:03-5300-8510)